



八 監 第 3 4 1 号

令 和 6 年 1 2 月 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

令和5年度監査（企画部）の結果に基づき又は当該監査の結果を
参考として講じた措置の公表について

令和5年11月24日付け八監第354号により提出した令和5年度監査
（企画部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置につい
て、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありま
したので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

対象機関	区 分	所見及び措置内容
企画経営課	要望事項	<p>1 行政評価への取組について</p> <p>【所見】</p> <p>本市の行政評価については、平成 25 年度以降休止されており、新たな行政評価システムの構築は地方公会計制度の導入に合わせて検討するとしていたが、財務会計システムとの連携が見込めない状況である。</p> <p>行政評価の実施は、各事業における妥当性・効率性・有効性を把握し、予算編成、適正な人員配置、市民への説明責任など活用方法が多岐にわたり期待できるものであることから、事業別等のコスト把握や評価を行うための新たな取組について検討されたい。</p> <p>(平成 30 年度、令和元年度、2 年度、3 年度及び 4 年度監査要望事項)</p> <p>上記の平成 30 年度、令和元年度、2 年度、3 年度及び 4 年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き事業別等のコスト把握や評価を行うための新たな取組について検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>行政評価につきましては、形骸化等の休止理由に加え、地方公会計制度に基づき導入したシステムとの連動を断念したことなどから、評価制度の再構築を含めた検討を進めており、令和 5 年度は、第 5 次総合計画前期基本計画に掲げる施策を対象とする評価を全庁的に試行いたしました。</p> <p>今後は、過去の事務事業評価や昨年度実施した評価の試行における課題等を踏まえ、評価結果の活用を主眼とした新たな評価制度案により取組を進めてまいります。</p>